

議案第65号

福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、子ども・子育て支援法の施行等に鑑み、特定教育・保育施設等における保育料の免除等について所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

第2条第8号を次のように改める。

(8) 保育施設等 小学校就学前の児童の保育又は教育を主たる目的として設置される施設（特定教育・保育施設、福岡市立小呂保育所条例（平成2年福岡市条例第15号）第1条に規定する福岡市立小呂保育所（以下「小呂保育所」という。）及び幼稚園を除く。）及び実施される事業（特定地域型保育事業を除く。）であって、規則で定めるものをいう。

第2条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を次のように改める。

(5) 特定保育所 子ども・子育て支援法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。  
第2条中第5号を第7号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 支給認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。

第2条に次の1号を加える。

(11) 特定地域型保育事業 子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育を行う事業をいう。

第4条の見出し中「保育所」を「特定教育・保育施設等」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、特定保育所を利用している支給認定子どもである第3子以降の児童に係る保育料(子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により市長が徴収するものをいう。)については、規則で定めるところにより、免除するものとする。

第4条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定教育・保育施設を利用している支給認定子どもである第3子以降の児童に係る利用者負担額(子ども・子育て支援法第27条第3項第2号若しくは第28条第2項第2号若しくは第3号の規定による本市が定める額又は同項第1号の規定による政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して本市が定める額をいう。)については、規則で定めるところにより、零とする。

3 市長は、特定地域型保育事業を利用している支給認定子どもである第3子以降の児童に係る利用者負担額(子ども・子育て支援法第30条第2項第2号又は第3号の規定による本市が定める額をいう。)については、規則で定めるところにより、零とする。

第4条に次の1項を加える。

5 市長は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第5項又は第6項の規定による措置により保育を受けている第3子以降の児童に係る保育料(法第56条第3項の規定により市長が徴収するものをいう。)については、規則で定めるところにより、免除するものとする。

第5条第1項中「、幼稚園」を「、市立幼稚園」に、「に限る」を「をいう。次項において同じ」に改め、同条第2項中「私立幼稚園」を「幼稚園(特定教育・保育施設であるもの及び市立幼稚園を除く。)」に改める。

第8条第1項第3号を次のように改める。

(3) 児童福祉施設(法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、保育所、幼保連携型認定こども園、児童発達支援センター及び情緒障害児短期治療施設(通所部に限る。)を除く。)への入所をしていないこと。

第8条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前章に規定する保育料の免除等の対象となっていないこと。

第20条の見出し中「保育所への入所等」を「特定教育・保育施設等の利用」に改める。

第21条第1号中「第3号」を「第4号」に改める。

第26条第3項並びに第27条第4項及び第6項ただし書中「第8条第1項第3号」の次に「若しくは第4号」を加える。

第30条中「第4条第1項の保育料，同条第2項の保育料等，第5条第1項の保育料及び入園料（次条において「保育料等」という。）若しくは第6条に規定する費用として徴収する額の免除」を「第2章に規定する保育料の免除等」に、「これらの免除」を「これらの免除等」に改める。

第31条中「幼稚園における保育料等」を「第5条第1項の保育料及び入園料」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成27年4月1日から施行する。  
（教育認定子どもに関する経過措置）
- 2 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次項において「教育認定子ども」という。）である第3子以降の児童が，特定教育・保育施設において，特定教育・保育（同法第28条第1項第1号に規定するものを含む。）又は同項第2号に規定する特別利用保育を受けている場合におけるこの条例による改正後の福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項の規定の適用については，当分の間，同項中「第27条第3項第2号若しくは第28条第2項第2号若しくは第3号の規定による本市が定める額又は同項第1号」とあるのは「第28条第2項第3号若しくは附則第9条第1項第1号イ若しくは同項第2号ロ(1)の規定による本市が定める額又は同号イ(1)」とする。
- 3 教育認定子どもである第3子以降の児童が，子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者から同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育を受けている場合における改正後の条例第4条第3項の規定の適用については，当分の間，同項中「第30条第2項第2号又は第3号」とあるのは「第30条第2項第3号又は附則第9条第1項第3号イ(1)」とする。  
（保育施設等手当等の支給に関する経過措置）
- 4 次に掲げる者の保育施設等手当又は第3子手当（以下「保育施設等手当等」という。）の支給対象児童の要件については，改正後の条例第8条第1項又は第21条の規定にかかわら

ず，なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現にこの条例による改正前の福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例第10条の認定又は第25条の認定を受けるための申請をしている者
  - (2) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに保育施設等手当等の支給要件を具備するに至った者であって，当該支給要件を具備するに至った日から30日以内に保育施設等手当等の受給資格の認定の申請をしたもの
  - (3) 施行日の前日までに災害その他やむを得ない理由により保育施設等手当等の受給資格の認定の申請をすることができなかつた者であって，当該やむを得ない理由がやんだ後30日以内にその申請をしたもの
- 5 前項の規定は，改正後の条例第13条及び第27条に規定する保育施設等手当等の額の改定を行う場合について準用する。